

岩手県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月6日

岩手県公安委員会

委員長 小野 公代

岩手県公安委員会規則第1号

岩手県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則

岩手県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則（平成27年岩手県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する

改正前	改正後
<p>(特定秘密管理者)</p> <p>第2条 公安委員会における<u>令第12条第1項第1号</u>の特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「特定秘密管理者」という。）は、警務部長とする。</p> <p>(保全責任者等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 保全責任者は、特定秘密管理者の管理する特定秘密文書等（<u>令第5条</u>に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(特定秘密の表示の方法)</p> <p>第5条 特定秘密表示（<u>令第13条第1項第1号</u>（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する措置として行う<u>令第5条</u>に規定する特定秘密表示をいう。以下同じ。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>(特定秘密表示の抹消)</p> <p>第6条 特定秘密表示の抹消は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等（<u>令第8条第1項第1号</u>に規定する旧特定秘密文書等をいう。次条第1項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(指定の有効期間の満了に伴う措置)</p> <p>第7条 指定有効期間満了表示（<u>令第13条第1項第2号イ</u>（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する措置として行う<u>令第8条第2項</u>に規定する指定有効期間満了表示をいう。次項において同じ。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めると</p>	<p>(特定秘密管理者)</p> <p>第2条 公安委員会における<u>令第11条第1項第1号</u>の特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「特定秘密管理者」という。）は、警務部長とする。</p> <p>(保全責任者等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 保全責任者は、特定秘密管理者の管理する特定秘密文書等（<u>令第4条</u>に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(特定秘密の表示の方法)</p> <p>第5条 特定秘密表示（<u>令第12条第1項第1号</u>（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する措置として行う<u>令第4条</u>に規定する特定秘密表示をいう。以下同じ。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>(特定秘密表示の抹消)</p> <p>第6条 特定秘密表示の抹消は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等（<u>令第7条第1項第1号</u>に規定する旧特定秘密文書等をいう。次条第1項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(指定の有効期間の満了に伴う措置)</p> <p>第7条 指定有効期間満了表示（<u>令第12条第1項第2号イ</u>（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する措置として行う<u>令第7条第2項</u>に規定する指定有効期間満了表示をいう。次項において同じ。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めると</p>

<p>ころによりするものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(指定の解除に伴う措置)</p> <p>第8条 前条の規定は、指定解除表示（<u>令第13条第1項第4号</u> <u>イ</u>（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する 措置として行う<u>令第11条第2項</u>に規定する指定解除表示をい う。）について準用する。</p>	<p>ころによりするものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(指定の解除に伴う措置)</p> <p>第8条 前条の規定は、指定解除表示（<u>令第12条第1項第4号</u> <u>イ</u>（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する 措置として行う<u>令第10条第2項</u>に規定する指定解除表示をい う。）について準用する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。